

評議員の費用弁償に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人青森市社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、本会の事務局職員の給与等に関する規則に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改 廃)

第3条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額

日額 2,800円

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。